

社会福祉法人東ノ原会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東ノ原会（以下法人という。）の役員及び評議員等の報酬及び旅費等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事長の職務)

第3条 法人の代表である理事長の職務は、次の通りとする。

- (1) 法人理事・監事・評議員の集約。
- (2) 施設長、役職職員、常勤、非常勤含めた職員を総理する。
- (3) 法人の年間計画、中間目標及びそれを達成するための指示等。
- (4) 法人の資産、財産、収支、運用等の決算や決裁管理。
- (5) 法人利用者の資産、財産の管理者。
- (6) 法人が雇用する職員の採用、それに関わる決裁。
- (7) 公共機関への申請書類等の決裁。
- (8) その他法人運営に必要な事項。

(報酬総額)

第4条 役員の報酬総額は、以下の範囲を超えないように支給する。

- (1) 全理事の報酬総額は、年間600万円以内とする。
- (2) 全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- (3) 全評議員の報酬総額は、年間50万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 役員が理事会に出席したときは、及び評議員が評議員会に出席した時は、別表1により報酬を支払うことができる。

(役員等の報酬)

第6条 理事長の報酬は、別表2により支給する。ただし、第5条による報酬は支払わない。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第7条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うこ

とができる。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第9条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬及び旅費を支給することができる。

(報酬の支給日)

第10条 非常勤役員の報酬は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第11条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(兼務役員)

第12条 施設の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第13条 この規程を改正する必要がある場合は、評議員会の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より適用する。

この規程は、平成30年9月4日より一部改定して適用する。

この規定は、令和元年6月21日より一部改定して適用する。

この規定は、令和3年4月1日より一部改定して適用する。

別表 1（第 5 条関係）

	報 酬 （日額）
理事会出席報酬等	9, 6 4 0 円
評議員会出席報酬等	9, 6 4 0 円

別表 2（第 6 条及び第 7 条関係）

	報 酬
理事長報酬等	月額 4 0 0, 0 0 0 円
理事及び評議員業務報酬等	日額 9, 6 4 0 円
監事報酬等	日額 9, 6 4 0 円

別表 3（第 8 条関係）

	報 酬 （日額）	旅 費
報酬及び旅費	1 0, 0 0 0 円	実費相当

別表 4（第 9 条関係）

	報 酬 （日額）	旅 費
報酬及び旅費	5, 0 0 0 円	実費相当